

● ● ● 手当・医療費・その他 ● ● ●

ひとり親の手当について

児童扶養手当	P23
児童育成手当（育成手当）	P24
児童育成手当（障害手当）	P24
特別児童扶養手当	P25
児童手当	P25

ひとり親の医療費助成について

乳幼児・子ども・高校生等医療費助成 （マル乳・マル子・マル青）	P26
ひとり親家庭等医療費助成（マル親）	P26

優遇制度について

都営上下水道料金減免	P27
都営交通無料乗車券の発行	P27
J R 通勤定期乗車券の割引	P27
粗大ごみ処理手数料の免除	P27

年金・税金について

遺族基礎年金	P28
国民年金保険料の納付が困難なときの免除・猶予	P28
産前産後期間の国民年金保険料免除制度	P28
育児期間における保険料免除制度	P29
年金分割	P29
住民税等のひとり親控除	P29
ひとり親家庭が利用できる事業	P30



ひとり親の手当について

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）になったら支給される手当や、変更手続き等が必要な手当があります。所得制限等資格要件があります。

手当を受けるには申請が必要です。申請に必要な書類は手当等により異なりますのでご相談ください。

問合せ 区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係

～

03-3802-4832

03-3802-3893

児童扶養手当

●対象

次のいずれかの状態にある 18 歳になって最初の 3 月 31 日まで（中度以上の障がいを持つ場合は 20 歳未満）の児童を扶養している父または母、あるいは養育者。

- （１）父母が離婚した児童
- （２）父または母が死亡した児童
- （３）父または母が重度の障がい（障害年金 1 級程度、一般的労働能力に欠ける方で要介護状態の方）を有する児童
- （４）父または母が生死不明である児童
- （５）父または母に 1 年以上遺棄されている児童
- （６）父または母が DV（配偶者からの暴力）によって裁判所の保護命令を受けた児童
- （７）父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- （８）母が婚姻によらないで出産した児童
- （９）父・母ともに不明である児童（孤児など）

●資格対象外

- （１）児童が児童福祉施設に措置入所している、または里親に委託されている
- （２）日本国内に住所を有しない
- （３）父母が再婚した、または事実上の婚姻状態である
（父または母が重度の障がいである場合を除く）

手当額

手当額は物価スライド等により改定されることがあります。手当額より低額の公的年金を受給する場合は、その差額分を支給します。

全部支給	月額 48,050 円
一部支給	月額 11,340 円 ～ 48,040 円
第 2 子以降加算	月額 5,680 円 ～ 11,350 円

児童育成手当（育成手当）

●対象

次のいずれかの状態にある 18 歳になって最初の 3 月 31 日までの児童を扶養している父または母、あるいは養育者。

- （１）父母が離婚した児童
- （２）父または母が死亡した児童
- （３）父または母が重度の障がい（身体障害者手帳 1・2 級程度）を有する児童
- （４）父または母が生死不明である児童
- （５）父または母に 1 年以上遺棄されている児童
- （６）父または母が DV（配偶者からの暴力）によって裁判所の保護命令を受けた児童
- （７）父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- （８）母が婚姻によらないで出産した児童

●資格対象外

- （１）児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- （２）児童が保護者（申請者）の配偶者と同居または生計を同じくしているとき
（配偶者には事実上の配偶者も含む）

手当額

月額 13,500 円 / 児童 1 人

児童育成手当（障害手当）

●対象

次のいずれかの状態にある 20 歳未満の児童を扶養している保護者。

児童が施設に入所している時は受給できません。

- （１）「愛の手帳」1～3 度程度
- （２）「身体障害者手帳」1・2 級程度
- （３）脳性まひまたは進行性筋萎縮症

手当額

月額 15,500 円 / 児童 1 人



特別児童扶養手当

●対象

次のいずれかの状態にある 20 歳未満の児童を養育している方

(1)「身体障害者手帳」1～3 級程度

(下肢機能障害の一部のみ、4 級で対象になる状態があります)

(2)「愛の手帳」1～3 度程度

(3) 上記(1)(2)と同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいのある方

重複障がい(複数の障がいがある場合、個々の障がいの程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります)

児童が障がいを事由とする公的年金を受けているとき、または児童福祉施設に入所しているときは、支給できません。

手当額

1 級 月額 58,450 円 2 級 月額 38,930 円

児童手当

新たに子どもが生まれた場合や区内に転入してきた場合、離婚等により受給者が変更になる場合などは、申請が必要です。

公務員の方は勤務先に申請してください。

●対象

高校生年代まで(18 歳になった最初の 3 月 31 日まで)の児童を国内で扶養している父または母、あるいは養育者。

手当額

3 歳未満(第 1 子、第 2 子)	月額 15,000 円
3 歳から高校生年代(第 1 子、第 2 子)	月額 10,000 円
第 3 子以降	月額 30,000 円





ひとり親の医療費助成について

乳幼児・子ども・高校生等医療費助成（マル乳・マル子・マル青）

●対象

0歳から未就学児童には 乳 医療証を、小学1年生から中学3年生までの児童には 子 医療証、高校1年生から3年生までの児童には 青 医療証を交付し、医療費（健康保険の一部負担金）を助成しています。申請が必要です。

所得制限はありません。

健康保険が適用されないものは助成対象にはなりません。

問合せ 区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係 03-3802-3893

ひとり親家庭等医療費助成（マル親）

ひとり親家庭等に対して、保険診療の自己負担分の一部または全部の医療費の負担金を助成する制度で、申請が必要です。（所得制限等資格要件があります）

●対象

次のいずれかの状態にある 18 歳になって最初の 3 月 31 日まで（中度以上の障がいを持つ場合は 20 歳未満）の児童と、その児童を扶養している父、母、または養育者。

- （１）父母が離婚した児童
- （２）父または母が死亡した児童
- （３）父または母が重度の障がい（障害年金 1 級程度、一般的労働能力に欠ける方で要介護状態の方）を有する児童
- （４）父または母が生死不明である児童
- （５）父または母に 1 年以上遺棄されている児童
- （６）父または母が DV（配偶者からの暴力）によって裁判所の保護命令を受けた児童
- （７）父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- （８）母が婚姻によらないで出産した児童
- （９）父・母ともに不明である児童（孤児など）

●助成内容

住民税非課税世帯：自己負担なし 住民税課税世帯：1 割負担

健康保険が適用されないものは助成対象にはなりません。

（入院時の食費、健康診断、予防接種、薬の容器代、文書料、差額ベッド代、おむつ代等）

●資格対象外

- （１）生活保護を受けている
- （２）児童が児童福祉施設に措置入所している、または里親に委託されている
- （３）日本国内に住所を有しない
- （４）父母が再婚した、または事実上の婚姻状態である
（父または母が重度の障がいである場合を除く）

問合せ 区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係 03-3802-4832



優遇制度について

児童扶養手当等の支給を受けている方は以下の優遇制度を受けることができます。

都営上下水道料金減免

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給世帯は、申請により、水道料金は基本料金と1か月当たり使用水量 10 m³までの従量料金(消費税相当額を含む)の合計額が、下水道料金は1か月当たり 8 m³までの汚水排出量にかかる料金(消費税相当額を含む)が免除されます。

都営交通無料乗車券の発行

児童扶養手当受給世帯のうち1人に限り、都営交通(都電・都バス・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー)の無料乗車券が交付されます。

J R 通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当等を受給している世帯の方が、J Rを利用している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。「資格証明書」と「購入証明書」を、通勤定期乗車券を発売する駅に提出して購入してください。

問合せ 区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係 03-3802-4832

粗大ごみ処理手数料の免除

生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当等を受給されている方は、申請することにより、粗大ごみ処理手数料が免除されます。

●手続き

粗大ごみの処理を「粗大ごみ受付センター」に申し込む際に、生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当等を受給していることをお申し出ください。

その後「粗大ごみ受付センター」から送付される申請書と保護受給証明書の原本、児童扶養手当・特別児童扶養手当等の証書等の写し(コピー)を同封し、清掃リサイクル推進課作業係(町屋 5-19-1)まで郵送して下さい。

●申込み

粗大ごみ受付センター 03-6420-3353

問合せ 清掃リサイクル事務所 2 階 清掃リサイクル推進課作業係 03-3892-4671



年金・税金について

手続きをすることによって、年金の受給や保険料の免除、猶予ができる場合があります。また、住民税の控除が受けられる場合もあります。

遺族基礎年金

国民年金に加入中または老齢基礎年金受給中若しくは老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方（保険料納付済期間等が原則 25 年以上必要）が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた子（18 歳到達年度の末日までにある子または障がいの程度が 1、2 級の状態にあるときは 20 歳未満の子）のある配偶者または子に支給されます。支給には、亡くなった方の保険料納付要件があります。

●遺族厚生年金

厚生年金加入中または老齢厚生年金受給中若しくは老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている方（保険料納付済期間等が原則 25 年以上必要）が亡くなったときは、遺族厚生年金を受給できる場合があります。詳しくは、荒川年金事務所（03-3800-9151）にご相談ください。

●国民年金加入の手続き

厚生年金に加入している方に扶養される配偶者でなくなったときは、第 3 号被保険者の資格を喪失します。配偶者自身が第 2 号被保険者（厚生年金の加入者）になる場合を除き、国民年金の第 1 号被保険者へ種別変更の手続きが必要です。

国民年金保険料の納付が困難なときの免除・猶予

国民年金の第 1 号被保険者の方は、経済的な理由などで保険料が納められないときには「免除制度・納付猶予制度・学生納付特例制度」があります。第 1 号被保険者とは、日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の人（学生を含む）をいいます。（厚生年金保険や共済組合に加入している方、およびその方に扶養されている配偶者の方を除く）

保険料を未納のまま放置すると、年金（老齢・遺族・障害）を受け取ることができなくなる場合があります。免除等が受けられる条件は、制度により異なります。

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金の第 1 号被保険者の方は、出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間の国民年金保険料が、届出により免除されます。なお多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間の国民年金保険料が免除されます。

問合せ 区役所 1 階 国保年金課国民年金係 03-3802-4168

育児期間における保険料免除制度

令和8年10月から、国民年金第1号被保険者で1歳未満の子を養育している人（父母・養父母）の国民年金保険料を免除する免除制度が始まります。お申し込みは10月以降となりますので、10月以降に日本年金機構ホームページで確認いただくか、荒川区の国民年金係または年金事務所へお問い合わせください。

問合せ 区役所1階 国保年金課国民年金係 03-3802-4168
荒川年金事務所 03-3800-9151

年金分割

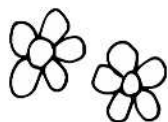
離婚時に2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれが自分の年金とすることができます。請求は5年以内（令和8年4月1日前に離婚等をした場合は2年以内）です。
手続き方法や詳細については、荒川年金事務所にご相談ください。

問合せ 荒川年金事務所 03-3800-9151

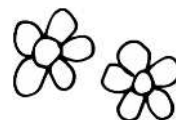
住民税のひとり親控除

婚姻歴の有無にかかわらず、同一生計の子がいて、所得が一定金額以下等の条件を満たす「ひとり親」の場合、申告をすると所得控除が受けられます（未届の夫または未届の妻がいる場合は、所得控除の対象外）。
詳しい内容につきましては、お問い合わせください。

問合せ 区役所2階 税務課課税係 03-3802-3111(代表)内線2316～2319、2321～2323



ひとり親家庭が利用できる事業



ひとり親家庭になったら利用できる事業があります。支給条件等がある事業もありますので、ぜひご相談ください。また、ひとり親になる前から利用できる事業もあります。

- ひとり親相談 P1
- ひとり親家庭応援メールマガジン P3
- 荒川区離婚前後の親支援講座 P8
- 養育費に関する公正証書等作成促進補助金 P9
- 家庭相談 P9、15
- 児童扶養手当 P23
- 児童育成手当 P24
- ひとり親家庭等医療費助成（マル親） P26
- ひとり親就業支援（母子・父子自立支援プログラム策定） P32
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 P34
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 P35
- ひとり親学び直し支援事業（高校卒業程度認定試験合格支援事業） . . . P36
- ひとり親家庭サポート P42
- 東京都母子及び父子福祉資金 P53
- ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業 P56
- ひとり親家庭等転居支援補助金事業 P57
- 母子生活支援施設（ハイツ尾竹） P58
- 荒川区ひとり親家庭休養ホーム P63